

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

SAMURAI&J PARTNERS株式会社

代表取締役社長 山 口 慶 一

第23期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第23期定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第23期（平成30年2月1日から平成31年1月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類及び計算書類の内容を報告いたしました。
 - 会計監査人及び監査役会の第23期連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類監査結果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第三者割当による新株予約権発行の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>119,400,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>139,875,200株</u> とする。
(招集) 第11条 定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。	(招集) 第11条 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。
(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>1月31日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。

変更前	変更後
(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年 <u>2月1日</u> から翌年1月31日までとする。	(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から12月31日までとする。
(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社は、期末配当の基準日は毎年 <u>1月31日</u> とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>7月31日</u> とする。 3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社は、期末配当の基準日は毎年 <u>12月31日</u> とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。 3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(新設)	附則 第1条 <u>第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第24期事業年度は、平成31年2月1日から平成31年12月31日までとする。</u> 第2条 <u>第38条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第24期事業年度の中間配当の基準日は、平成31年7月31日とする。</u> 第3条 <u>本附則は、第24期事業年度終了後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役として山口慶一、塩澤卓也、正司千晶、久保広晃及び遠藤周作の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、遠藤周作氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役として水野泰輔及び石垣禎信の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、水野泰輔及び石垣禎信の両氏は社外監査役であります。

第5号議案 役員向け有償ストック・オプションとして新株予約権発行の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第6号議案 従業員向け無償ストック・オプションとして新株予約権発行の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

本総会終了後の取締役会において、代表取締役社長に山口慶一氏が選定され、就任いたしました。